

機関銀行と日本の工業化

中央大学 堀内 昭義

日本政策投資銀行 花崎 正晴

20世紀初頭は日本の工業化が進められた時期であるが、日本の銀行制度は少なくとも外見上は非常に脆弱であった。この点は既に多くの研究者が指摘していることがらであり、それらの論者のほぼ共通した認識では、このような銀行制度の不安定性は、その当時の日本に蔓延していた「機関銀行」というビジネス・モデルが深くかかわっている。機関銀行とは少数の事業会社と資本的、人的に密接な相互関係をもち、その企業や関連する企業へ融資を集中させる銀行と定義されている。とくに小規模な機関銀行は、極端に融資の集中が見られたようであり、その経営の脆弱性は、早くから大蔵省の注意を引いたことも事実である。大蔵省は、その当時の法制度が銀行経営の健全性に対する規制を十分に準備していなかったことに鑑み、行政的措置として、銀行の最小資本金の規定などによって、小規模銀行の乱立を防止しようと努力した。しかし、それにもかかわらず、機関銀行モデルの蔓延を抑制できなかった。

20世紀初頭の銀行制度の不安定性は、日本の工業的発展を妨げたであろうか。これは評価が難しい問題である。しかしあえて言えば、工業化の進展が深刻に妨げられたとは考えられない。この時期の実質的な経済成長は、第二次大戦後のいわゆる高度成長期のような目を見張るようなものとは言えないものの、かなりの水準であった。さらに、融資残高対GNP比率を銀行部門の融資機能の相対的重要性を表現していると解釈できるとすれば、20世紀初頭の日本では、銀行機能は比較的順調に拡大したようにもみえる。

頻発する銀行取付け、政府の小銀行排除の行政とその実効性の欠如、比較的順調な工業化の進展、そして銀行業への積極的な新規参入の動きが同時に起こっている19世紀末から1920年代初頭までの状況をどのように統合的に理解すべきだろうか。ビジネス・モデルとしての機関銀行の不健全性や脆弱性のみを強調する考え方は、この状況をうまく説明できない。たとえば小規模な機関銀行が経営の上で脆弱で、非効率的なビジネス・モデルであったとすると、20世紀初頭の20年間に、なぜもっと大規模な銀行が積極的に設立され、銀行業を席卷しなかったのだろうか。少なくとも資本金の規模が十分に大きければ、銀行を設立することは基本的には自由だったはずである。本報告では、このような問題を工業化の初期段階における銀行の機能と限界に焦点をあわせて、かつ若干の実証分析を交えて議論する。